

所定疾患施設療養費の算定状況に関するお知らせ

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

(1)対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎 ・尿路感染症 ・慢性腎不全・帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)
- ・慢性心不全の増悪 (注射または酸素投与等の処置を実施した場合のみ、常用する内服薬を調整するのみの場合は不可)

(2)上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

(3)診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

(4)請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

(5)算定開始後は、治療の実施状況について公表する。



所定疾患施設療養費の算定状況

平成26年11月より当施設では、上記の所定疾患施設療養費の算定を行なっております。

令和7年4月～令和8年3月までの実績をご報告させていただきます



令和7年

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
尿路感染症	5名	4名	10名	8名	6名	7名
肺炎	0名	0名	0名	0名	0名	0名
帯状疱疹	0名	0名	1名	1名	1名	1名
蜂窩織炎	0名	0名	0名	1名	0名	1名
慢性心不全	0名	0名	0名	0名	0名	0名
合計	5名	4名	11名	10名	7名	9名
処置日数	30日	15日	69日	60日	25日	57日

令和8年

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
尿路感染症	10名	6名	5名	7名	9名	8名
肺炎	0名	0名	0名	0名	0名	0名
帯状疱疹	1名	1名	0名	0名	0名	1名
蜂窩織炎	4名	0名	0名	0名	0名	0名
慢性心不全	0名	0名	0名	1名	0名	0名
合計	15名	7名	5名	8名	9名	9名
処置日数	71日	38日	33日	57日	40日	51日



令和8年4月1日

介護老人保健施設 新座園